

令和8年度 高齢者保健福祉月間キャンペーン要綱

1 趣旨

高齢化が進み、誰もが健康で安心して生きがいを持った生活を送ることのできる活力ある長寿社会をつくることが課題となっている。

老人福祉法の改正により、平成14年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」とすることが定められた。「老人の日」及び「老人週間」の趣旨は、高齢者の保健福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すことにある。

そこで、本県においては、「老人の日・老人週間」を含む9月の「高齢者保健福祉月間」に、行政や保健福祉団体等が一体となって、県民一人ひとりが家庭、地域社会、職場、学校などで、高齢者との関わりを深めたり、高齢期のあり方に関心と理解を深めたりする取組を進め、高齢者の保健福祉の向上及び社会参加に資するため、6つの目標を掲げて取り組むこととする。

2 キャンペーンが目指す6つの目標

- (1) すべての高齢者が安心して自立した生活ができる、保健・福祉のまちづくりを進め、ふれあいの輪を広げよう。
- (2) 高齢者の知識、経験や能力をいかした、就労・社会参加・ボランティア活動を進めよう。
- (3) 高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防等への取り組みを進めよう。
- (4) 高齢者の人権を尊重し、認知症高齢者への支援のあり方や介護問題等をみんなで考え、高齢者や介護者を支える取り組みを積極的に進めよう。
- (5) 高齢社会における家族や地域社会等の役割を理解し、多世代がお互いに協力して安心と活力ある健康長寿社会をつくろう。
- (6) 減災や防災への取り組みに関心を持ち、日頃から地域でのつながりを築こう。

3 キャンペーン期間

令和8年9月1日から9月30日までの1か月間